

公立大学法人高崎経済大学職員給与規程

平成23年度

規程第37号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人高崎経済大学職員就業規則（平成23年度規程第24号。以下「就業規則」という。）第28条の規定に基づき、公立大学法人高崎経済大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の給与に関する事項を定めるものとする。

(法令との関係)

第2条 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）、その他の関係法令及び労使協定の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員に支給する給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、大学院担当手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、業務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

4 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給与の支払)

第4条 この規程に基づく給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令の定め又は法第24条第1項ただし書きの協定に基づき、職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額からその額を控除して支払うことができる。

2 前項前段の規定にかかわらず、職員から申出があった場合においては、その職員に対する給与の全部又は一部を口座振込の方法により支払うことができる。

3 職員が職を兼ねる場合は、これに対し給与を重複して支給しない。

(給料表)

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 事務職給料表 (別表第1)

(2) 教育職給料表 (別表第2)

(3) 指定職給料表 (別表第3)

2 職員(指定職給料表の適用を受ける職員を除く。)の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第4のとおりとする。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第6条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合(指定職給料表の適用を受ける職員が他の給料表の適用を受けることとなった場合を含む。)又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定めるところにより決定する。

3 職員(指定職給料表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、別に定める場合を除き、毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものにあつては、3号給)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳(教育職給料表の適用を受ける職員にあつては60歳)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものにあつては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は別に定める。

(給料の支給)

第7条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は月の1日から末日までとし、給与期間につき給料月額的全額を支給する。

2 給料の支給日は、給与期間の21日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給日とする。

3 理事長は、特別の事情により必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず支給日を繰上げ又は繰下げ若しくは分割して支給することができる。

（就職又は離職等の場合の給料）

第8条 新たに職員となった者にはその日から給料を支給し、昇給降給等により給料額に異動を生じた者にはその日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したとき又は解雇されたときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額はその給与期間の現日数から就業規則第42条第1項第1号及び第2号に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（管理職手当）

第9条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち次条で規定する職にあるものに対して、その職務の特殊性に基づき支給する。

2 職員の勤務しなかった日が、月の1日から末日までの全日数にわたる場合（業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第48条第1項に基づいて勤務しないことにつき承認のあった場合及び第31条第1項の場合を除く。）には、管理職手当は支給することができない。

第10条 管理職手当を支給する職員の範囲及び管理職手当の月額は、別表第5に掲げるとおりとする。

2 職員が2以上の職を兼ねる場合は、最も金額の大きい管理職手当のみを支給する。

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶

養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度の心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で

同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。この場合において前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員等が8級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員等以外のものが8級職員等となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第13条 地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第14条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（理事長が定める職員を除く。）に支給する。

2 住居手当の月額は、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

(1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000

円を控除した額の2分の1の額(その額が17,000円を超えるときは17,000円とする。)に11,000円を加算した額

3 就業規則第2条第2項に定める職員に対し住居手当を支給する場合は、前項の規定による住居手当の月額に、高崎市内に居住する職員については月額3,000円、理事長が別に定める高崎市近隣地域に居住する職員については月額2,000円を加算して支給する。

4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じ

て得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員（就業規則第2条第2項に定める職員を除く。）

次表に掲げる区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次表に定める額

片道の通勤距離	通勤手当の月額
2キロメートル以上5キロメートル未満	4,500円
5キロメートル以上10キロメートル未満	5,500円
10キロメートル以上15キロメートル未満	8,500円
15キロメートル以上20キロメートル未満	11,600円
20キロメートル以上25キロメートル未満	14,600円
25キロメートル以上30キロメートル未満	17,600円
30キロメートル以上35キロメートル未満	20,700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	23,700円
40キロメートル以上45キロメートル未満	26,700円
45キロメートル以上50キロメートル未満	29,800円
50キロメートル以上55キロメートル未満	32,800円
55キロメートル以上60キロメートル未満	35,800円
60キロメートル以上	38,900円

(3) 前項第2号に掲げる職員のうち就業規則第2条第2項に定める職員 次表に掲げる区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次表に定める額

片道の通勤距離	通勤手当の月額
2キロメートル以上5キロメートル未満	4,500円
5キロメートル以上10キロメートル未満	5,500円
10キロメートル以上15キロメートル未満	8,500円
15キロメートル以上20キロメートル未満	11,600円
20キロメートル以上25キロメートル未満	14,600円
25キロメートル以上30キロメートル未満	17,600円
30キロメートル以上35キロメートル未満	20,700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	23,700円

40キロメートル以上45キロメートル未満	26,700円
45キロメートル以上50キロメートル未満	29,800円
50キロメートル以上55キロメートル未満	32,800円
55キロメートル以上60キロメートル未満	35,800円
60キロメートル以上70キロメートル未満	38,900円
70キロメートル以上	41,900円

(4) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に掲げる額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給期間の月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 職員(就業規則第2条第2項に定める者に限る。)のうち、通勤のため新幹線鉄道等の特別急行列車(以下「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資すると認められるもので、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金の2分の1相当額」という。)が23,000円を超えるときは、支給単位期間につき、23,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金の2分の1相当額の合計額が23,000円を超えるときはその者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、23,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当は、支給単位期間(理事長が別に定める通勤手当にあっては、理事長が

定める期間)に係る最初の月の理事長の定める日に支給する。

- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長の定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれら事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院担当手当)

第16条 大学院担当手当は、大学院研究科博士後期課程又は博士前期課程において講義、演習又は研究指導を担当する教員に支給する。

- 2 大学院担当手当の額は、別表第6に掲げる基本支給額にその者に係る別表第7の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、大学院担当手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(給与の減額)

第17条 職員が勤務しないときは、次に掲げる場合を除き、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- (1) 就業規則第42条第3号及び第4号に規定する休日(就業規則第43条の規定により振替日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる振替日。)である場合
- (2) 休暇による場合(就業規則第50条の規定による無給休暇の承認を受けた場合を除く。)
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、その勤務しないことにつき理事長の承認があつた場合

(時間外勤務手当)

第18条 正規の勤務時間(就業規則第42条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その

割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)

における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項の規定にかかわらず、就業規則第43条の規定により、あらかじめ就業規則第39条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間(理事長が別に定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間外又は割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命じられ、正規の勤務時間外にした勤務(就業規則第42条第1項第1号及び第2号に規定する休日における勤務のうち別に定めるものを除く。)の時間と割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした場合 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務 100分の50

(休日勤務手当)

第19条 就業規則第42条第3号及び第4号に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第20条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対し勤務時間1時間につき第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当

として支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第21条 第9条第1項に規定する職にある職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第42条に規定する休日(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、1回の勤務が3時間未満の場合は支給しないものとする。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当を支給される職員の範囲及び前2項に規定する勤務1回につきその職員に対して支給する同手当の額は、別表第8に掲げるとおりとする。ただし、第1項に規定する勤務に従事した時間が6時間を超える場合にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とし、前項に規定する勤務に従事した場合にあっては、その額に100分の50を乗じて得た額とする。

(業務手当)

第22条 業務手当の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 入試手当 入学試験問題の作成及び採点等に対する手当

(2) 学位論文審査手当 大学院における学位論文の審査に対する手当

(3) 前2号に定めるもののほか、業務の内容に応じて理事長が必要と認めるもの

2 前項各号に定める手当の金額、支給方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第23条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当、管理職手当及び大学院担当手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1年間の勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項の1年間の勤務時間数は、一の年の現日数から当該年の就業規則第42条に規定する休日の日数を減じた日数に、就業規則第39条に規定する1週間当たりの勤務時間を5で除して得た時間を乗じて得た時間数(その時間数に1時間未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた時間数)とする。

(端数計算)

第24条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第18条、第19条及び

第20条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

2 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間の全時間数（時間外勤務手当のうち、その支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分毎に各別に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合において1時間未満の端数を生じた場合においては、その端数が30分以上のときは、1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

（期末手当）

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第26条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日（次条及び第27条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第31条第7項の規定の適用を受ける職員及び別に理事長が定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額（職務の複雑、困難、責任の度等を考慮して理事長が別に定める職員（第28条第2項において「特定幹部職員」という。）及び指定職給料表の適用を受ける職員にあっては、100分の102.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）6箇月 100分の100

（2）5箇月以上6箇月未満 100分の80

（3）3箇月以上5箇月未満 100分の60

（4）3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 職員のうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して理事長が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及び

これに対する地域手当の月額合計額に職制上の段階、職務の等級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第62条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第23条第1項第1号及び第2号の規定により解雇された職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第27条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」

という。)を受けた者は、60日が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対しその取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（理事長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域

手当の月額合計額を加算した額に、100分の103.5（特定幹部職員にあつては100分の122.5、指定職給料表の適用を受ける職員にあつては100分の120）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 第25条第3項及び第4項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。
- 4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは、「第28条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第28条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第29条 第9条、第11条、第14条、第18条、第19条及び第20条の規定は、指定職給料表の適用を受ける職員には適用しない。

- 2 第18条、第19条及び第20条の規定は、理事長が認める特別の場合を除き、管理職員には適用しない。

（手当の支給方法）

第30条 管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

- 2 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、その給与期間の分を次の給与期間における給料の支給定日に支給する。ただし、特別の事情がある場合は、別の取り扱いをすることができる。

（退職者の給与）

第31条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる理由に該当して退職にされたときは、その退職期間中これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が前2項以外の心身の故障により、就業規則第15条第1項第1号に掲げる

事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 4 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第15条第1項第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 就業規則第15条第1項各号の規定により休職にされた職員には、他の規程に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第25条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、期末手当の支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に理事長が定める職員についてはこの限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第26条及び第27条の規定を準用する。この場合において第26条中「前条第1項」とあるのは、「第31条第7項」と読み替えるものとする。
- 9 就業規則第50条に規定する無給休暇について、理事長の承認を受けた職員には、その休暇中はいかなる給与も支給しない。

(育児休業中の給与)

第32条 公立大学法人高崎経済大学職員の育児休業、介護休業等に関する規程（平成23年度規程第27号。以下「育児、介護休業規程」という。）第3条に規定する育児休業又は育児、介護休業規程第9条の2に規定する出生時育児休業をしている職員（以下この条において「育児休業職員」という。）には、その期間について給与を支給しない。

- 2 第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が定めるこれに相当する期間を含む。）がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 第28条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基

準日以前6箇月以内の期間において勤務した経験がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 前各項に規定するもののほか、育児休業中の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(介護休業中の給与)

第33条 育児、介護休業規程第10条に定めるところにより介護休業をする場合には、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項に規定するもののほか、介護休業中の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(派遣職員等の給与)

第34条 公益的法人等への高崎市職員の派遣等に関する条例(平成13年高崎市条例第45号)により高崎市から法人に派遣された職員の給与については、派遣協定書、高崎市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年高崎市告示127号。以下「高崎市給与条例」という。)及び高崎市給与関係諸規則によるものとする。

2 高崎市職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職手当を支給されずに高崎市を退職し、かつ、引き続いて役員となる者が事務局長を兼ねる場合の給与については、高崎市給与条例及び高崎市給与関係諸規則の例による。ただし、管理職手当は、別表第5に定める額とする。

(委任)

第35条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第36条 この規程の改廃は、経営審議会に諮り、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は平成23年4月1日から施行する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

2 公立大学法人高崎経済大学への職員の引継ぎに関する条例(平成23年高崎市条例第19号)により法人職員となった者(以下「引継職員」という。)で、この規程により、その者の受ける給料月額が施行日の前日において、高崎市給与条例の規定により受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

3 この規程の適用となる職員のうち、引継職員の給与については、この規程の施行日の前日において、高崎市職員給与条例に規定する給料表に基づき、施行日の前日に受けていた職務の級及び号給の期間を、施行日に受ける職務の級及び号給の期間に通算する。

4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行日の前日において引継職員に適用されていた高崎市給与条例の規定のうち、その効果が施行日以後に及ぶものについては、この規程に基づくものとみなし、引き続き適用するものとする。

5 引継職員で、その受ける給料月額が平成18年3月31日において受けていた給料月額に100分の99.1を乗じて得た額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(給与規程の特例)

6 平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、第5条第1項の給料表の適用を受ける職員に対する給料月額(前項の規定による給料を含む。以下同じ。)の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減じるものとする。

給料表	職務の級	割合
事務職給料表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
教育職給料表	1級	100分の4.77
	2級及び3級	100分の7.77
	4級	100分の9.77
指定職給料表		100分の15

7 特例期間においては、給与規程に基づき支給される給与のうち第31条第1項から第5項までの規定により支給される給与の支給に当たっては、当該給与の額から、当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額を減じる。

(1) 給与規程第31条第1項 前項に定める額

(2) 給与規程第31条第2項又は第3項 前項に定める額に100分の80を乗じて得た額

(3) 給与規程第31条第4項 前項に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

(4) 給与規程第31条第5項 前項に定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

8 特例期間においては、第17条及び第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第23条の規定にかかわらず、同条及び附則第13項の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1年間の勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

9 特例期間においては、附則第4項の規定の適用を受ける職員に対する前3項の規定の適用については、附則第6項中「、給料月額に」とあるのは「、給料月額から附則第4項による額に相当する額を減じた額に」と、附則第7項中「前項」とあるのは「附則第9項の規定により読み替えられた前項」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から附則第4項による額に相当する額を減じた額に」とする。

10 特例期間においては、第34条第2項の適用を受ける職員に対する給料月額の支給に当たっては、同条の規定により算出された給料月額から、給料月額に理事長が定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じる。

11 特例期間においては、役員を兼ねている職員に対する給料月額の支給に当たっては、附則第6項の規定にかかわらず、給料月額から給料月額に理事長が定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じる。

12 附則第6項から前項までの規定により給与の支給に当たって減じることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(住居手当の特例)

13 高崎市一般職の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成24年高崎市規則第13号）による改正前の高崎市一般職の職員の給与の支給に関する規則（昭和39年高崎市規則第12号。以下この項において「改正前の市規則」という。）第26条の8第1項第2号の規定を適用したとするならば、改正前の市規則の規定による住居手当を受けることとなる職員に対しては、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、月額1,000円の住居手当を支給するものとする。この場合において、当該住居手当は、第23条第1項の算出基礎に含めるものとする。

附 則（平成 23 年 12 月 15 日第 132 号）

この改正は平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日第 173 号）

この改正は、平成 24 年 3 月 30 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 2 月 13 日第 69 号）

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 8 月 6 日第 14 号）

この改正は、平成 25 年 8 月 6 日から施行し、平成 25 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 3 月 14 日第 31 号）

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 19 日第 18 号）

（施行期日等）

- 1 この改正は、平成 26 年 12 月 19 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 から別表第 2 までの規定は平成 26 年 4 月 1 日から、第 28 条第 2 項の規定は平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

（勤勉手当の支給率の引き上げに伴う経過措置）

- 3 改正後の第 28 条第 2 項の適用については、平成 26 年 12 月に支給する勤勉手当において、同項中「76」を「83.5」に、「95」を「102.5」に、「92.5」を「100」に改める。

（給与の内払）

- 4 改正後の別表第 1 から別表第 2 までの規定及び第 28 条第 2 項を適用する場合においては、当該改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、当該改正後の給与規程による給与の内払とみなす。

附 則（平成 27 年 3 月 11 日第 25 号）

（施行期日）

- 1 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
(給料表の切替えに伴う経過措置)
- 2 この規程により、職員の受ける給料月額が施行日の前日において、改正前の給与規程の規定により受けていた給料月額に達しないこととなる職員に対しては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則 (平成28年3月16日第29号)

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成28年3月16日から施行する。
- 2 改正後の別表第1から別表第2までの規定及び第13条第2項の規定は平成27年4月1日から、第28条第2項の規定は平成27年12月1日から適用する。
(地域手当の支給率の引き上げに伴う経過措置)
- 3 改正後の第13条第2項の適用については、同項中「100分の6」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日の間にあっては「100分の5」とする。
(勤勉手当の支給率の引き上げに伴う経過措置)
- 4 改正後の第28条第2項の適用については、平成27年12月に支給する勤勉手当において、同項中「81」を「86」に、「100」を「105」に、「97.5」を「102.5」に改める。
(給与の内払)
- 5 改正後の第13条第2項及び第28条第2項並びに別表第1から別表第2までの規定を適用する場合においては、当該改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、当該改正後の給与規程による給与の内払とみなす。

附 則 (平成28年12月14日第9号)

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成28年12月22日から施行する。
- 2 改正後の別表第1から別表第2までの規定は平成28年4月1日から、第28条第2項の規定は平成28年12月1日から適用する。
(勤勉手当の支給率の引き上げに伴う経過措置)
- 3 改正後の第28条第2項の適用については、平成28年12月に支給する勤勉手

当において、同項中「86」を「91」に、「105」を「110」に、「102.5」を「107.5」に改める。

(給与の内払)

- 4 改正後の第28条第2項及び別表第1から別表第2までの規定を適用する場合においては、当該改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、当該改正後の給与規程による給与の内払とみなす。

(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 5 施行日から平成29年3月31日までの間は、改正後の第11条及び第12条は適用せず、改正前の第11条及び第12条を適用する。

- 6 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第12条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第11条第3項の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については、10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」とし、第12条の適用については、同条第1項中「その旨」とあるのは、「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至

った場合を除く。)(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においてはこれらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

7 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第12条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第11条第3項の適用については、同項中「(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの(以下「8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、同項第2号」とあるのは「、同項第2号」とし、第12条の適用については、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

附 則(平成29年3月15日第46号)

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月13日第5号)

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成29年12月22日から施行する。
- 2 改正後の別表第1から別表第2までの規定は平成29年4月1日から、第28条第2項の規定は平成29年12月1日から適用する。
(勤勉手当の支給率の引き上げに伴う経過措置)
- 3 改正後の第28条第2項の適用については、平成29年12月に支給する勤勉手当において、同項中「91」を「96」に、「110」を「115」に、「107.5」を「112.5」に改める。
(給与の内払)
- 4 改正後の第28条第2項及び別表第1から別表第2までの規定を適用する場合においては、当該改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、当該改正後の給与規程による給与の内払とみなす。

附 則 (平成30年12月12日第8号)

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1から別表第2までの規定は平成30年4月1日から、第28条第2項の規定は平成30年12月1日から適用する。
(勤勉手当の支給率の引き上げに伴う経過措置)
- 3 改正後の第28条第2項の適用については、平成30年12月に支給する勤勉手当において、同項中「93.5」を「96」に、「112.5」を「115」に、「110」を「112.5」に改める。
(給与の内払)
- 4 改正後の第28条第2項及び別表第1から別表第2までの規定を適用する場合においては、当該改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、当該改正後の給与規程による給与の内払とみなす。

附 則 (令和元年12月4日第5号)

(施行期日等)

- 1 この改正は、令和元年12月23日から施行する。ただし、第14条の改正については、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1から別表第2までの規定は平成31年4月1日から、第28条第2項の規定は令和元年12月1日から適用する。

(勤勉手当の支給率の引き上げに伴う経過措置)

- 3 改正後の第28条第2項の適用については、令和元年12月に支給する勤勉手当において、同項中「96」を「98.5」に、「115」を「117.5」に、「112.5」を「115」に改める。

(給与の内払)

- 4 改正後の第28条第2項及び別表第1から別表第2までの規定を適用する場合には、当該改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、当該改正後の給与規程による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 5 附則第1項ただし書きにおける施行日(以下「施行日」とする。)の前日において改正前の給与規程第14条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(理事長が別に定める職員を除く。)に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の給与規程第14条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が別に定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の給与規程第14条第1項に該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の給与規程第14条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

- 6 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (令和2年2月12日第14号)

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月17日第16号)

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年10月5日第7号)

この改正は、令和4年10月5日から施行する。

附 則（令和4年10月5日第8号）

この改正は、令和4年12月1日から施行する。

附 則（令和4年12月14日第17号）

（施行期日等）

- 1 この改正は、令和4年12月14日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は令和4年4月1日から、改正後の第28条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の公立大学法人高崎経済大学職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人高崎経済大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和4年12月14日第18号）

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月13日第10号）

（施行期日等）

- 1 この改正は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は令和5年4月1日から、改正後の第25条第2項及び第28条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の公立大学法人高崎経済大学職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人高崎経済大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和5年12月13日第11号）

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

事務職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額							
1	円 162,100	円 208,000	円 240,900	円 271,600	円 295,400	円 323,100	円 365,500	円 410,300
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200

27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	

58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300		
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			

89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800			
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000			
94		295,900	343,600					
95		296,200	344,100					
96		296,600	344,500					
97		296,800	344,700					
98		297,100	345,100					
99		297,500	345,500					
100		297,900	345,800					
101		298,100	346,100					
102		298,400	346,500					
103		298,800	346,900					
104		299,100	347,300					
105		299,300	347,800					
106		299,600	348,200					
107		300,000	348,600					
108		300,300	349,000					
109		300,500	349,500					
110		300,900	349,900					
111		301,300	350,200					
112		301,600	350,500					
113		301,800	351,000					
114		302,000						
115		302,300						
116		302,700						
117		302,900						
118		303,100						
119		303,400						

120		303,700						
121		304,100						
122		304,300						
123		304,600						
124		304,900						
125		305,200						
126								
127								
128								

この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第5条関係）

教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 233,100	円 290,700	円 335,600	円 410,200
2	235,400	293,300	338,500	412,500
3	237,600	295,700	341,500	414,600
4	239,600	298,000	344,500	416,700
5	241,700	300,300	347,400	418,600
6	243,400	302,600	349,800	421,000
7	245,100	304,700	352,300	423,200
8	246,900	306,900	354,700	425,500
9	249,000	309,200	357,200	427,200
10	251,300	311,600	359,800	429,700
11	253,600	314,000	362,400	431,900
12	255,600	316,400	365,200	434,100
13	257,700	318,700	367,800	435,500
14	260,100	320,700	369,500	437,700
15	262,400	322,700	371,700	439,900

16	264,700	324,400	373,900	442,200
17	266,600	326,400	375,600	444,300
18	269,400	328,200	377,600	446,600
19	272,200	330,000	379,600	448,800
20	274,900	331,700	381,400	451,100
21	277,600	333,100	383,200	453,100
22	280,200	335,500	384,700	455,400
23	282,700	337,600	385,900	457,800
24	285,100	339,800	387,100	460,100
25	287,500	341,600	388,200	462,100
26	290,000	343,500	389,900	464,200
27	292,400	345,600	391,600	466,300
28	294,900	347,700	393,300	468,400
29	297,300	349,600	395,000	470,400
30	299,600	351,500	396,600	472,700
31	301,800	353,300	398,000	474,900
32	304,000	355,000	399,300	476,800
33	306,200	356,900	400,900	478,700
34	308,400	358,500	402,500	480,800
35	310,900	360,000	404,000	483,000
36	313,100	361,400	405,700	485,000
37	315,400	362,800	406,800	487,100
38	316,700	364,800	408,300	489,100
39	318,300	366,700	409,800	491,000
40	319,700	368,400	411,000	492,900
41	321,100	370,100	411,900	494,900
42	321,500	371,900	413,500	496,800
43	321,900	373,500	415,000	498,500
44	322,300	374,900	416,600	500,400
45	322,900	376,600	417,900	502,300
46	323,400	378,300	419,400	504,100

47	324,200	379,800	420,800	505,900
48	325,000	381,300	422,300	507,700
49	325,600	382,800	423,600	509,400
50	326,300	384,400	424,800	511,100
51	327,000	385,900	426,100	512,900
52	327,700	387,500	427,300	514,800
53	328,700	388,600	428,000	516,300
54	329,400	390,100	428,900	517,900
55	329,800	391,500	429,800	519,600
56	330,400	393,100	430,700	521,200
57	330,800	394,400	431,500	522,800
58	331,500	395,800	432,400	524,100
59	332,200	397,100	433,300	525,400
60	332,800	398,400	434,100	526,600
61	333,500	399,600	434,800	527,800
62	334,400	401,000	435,700	528,800
63	335,300	402,400	436,700	529,800
64	336,100	403,800	437,600	530,800
65	336,800	404,800	438,500	531,400
66	337,800	405,900	439,400	532,300
67	338,500	406,900	440,400	533,200
68	339,500	408,000	441,300	534,100
69	340,100	408,900	442,300	535,000
70	341,000	409,700	443,300	535,800
71	341,900	410,500	444,200	536,500
72	342,800	411,200	445,200	537,000
73	343,100	411,900	446,200	537,700
74	344,100	412,800	447,100	538,200
75	345,100	413,600	448,000	539,000
76	346,100	414,300	449,000	539,600
77	347,100	414,900	449,800	540,100

78	348,000	415,300	450,300	
79	348,900	415,600	451,000	
80	349,800	415,900	451,600	
81	350,700	416,200	452,400	
82	351,600	416,500	453,100	
83	352,500	416,700	453,400	
84	353,400	417,000	454,000	
85	354,000	417,200	454,400	
86	354,600	417,500	454,700	
87	355,200	417,800	455,000	
88	355,800	418,100	455,300	
89	356,300	418,300	455,600	
90	356,700	418,600		
91	357,100	418,900		
92	357,500	419,200		
93	357,900	419,400		
94	358,300	419,700		
95	358,800	420,000		
96	359,200	420,300		
97	359,800	420,500		
98	360,300	420,800		
99	360,700	421,100		
100	361,200	421,300		
101	361,600	421,500		
102	362,100	421,800		
103	362,400	422,100		
104	362,800	422,300		
105	363,300	422,500		
106	363,700			
107	364,200			
108	364,700			

109	365,100			
110	365,600			
111	366,100			
112	366,500			
113	366,900			
114	367,300			
115	367,800			
116	368,200			
117	368,600			
118	369,000			
119	369,500			
120	369,900			
121	370,200			
122	370,600			
123	371,100			
124	371,400			
125	371,800			
126	372,300			
127	372,800			
128	373,200			
129	373,600			

この表は、就業規則第2条第2号に規定する教員に適用する。

別表第3（第5条関係）

指定職給料表

号給	給料月額
1	円 777,100

この表は、学長に適用する。

別表第4（第5条関係）

級別職務分類表

（1）事務職給料表

職務の級	標準的職務分類
8級	事務局長の職務
7級	グループリーダーの職務
6級	グループリーダーの職務
5級	グループサブリーダー、チームリーダーの職務
4級	チームリーダー、主査の職務
3級	主任の職務
2級	主事の職務
1級	主事の職務

（2）教育職給料表

職務の級	標準的職務分類
4級	教授の職務
3級	准教授の職務
2級	講師の職務
1級	助教又は助手の職務

別表第5（第10条関係）

職	支給月額
1 副学長、事務局長	117,500円
2 学部長、学生部長	94,000円
3 グループリーダー	77,400円
4 研究科長、広報室長、図書館長、情報基盤センター長、国際交流センター長、キャリア支援センター長、基礎教育センター長、地域科学研究所長、グループリーダー	72,700円
5 グループサブリーダー、チームリーダー	59,500円
6 チームリーダー	46,300円

別表第6（第16条関係）

職	基本支給額
教授	15,100円
准教授	12,700円
講師	11,900円

別表第7（第16条関係）

区分	調整数
1 大学院研究科博士後期課程において授業を担当する者で、学生に対する研究指導に従事する職員	3
2 大学院研究科博士後期課程において授業を担当する職員（1に掲げる者を除く。）及び大学院博士前期課程において授業を担当する者で、学生に対する研究指導に従事する職員	2
3 大学院研究科において授業を担当する職員（1及び2に掲げる者を除く。）	1

別表第8（第21条関係）

職	支給額
1 副学長、学部長、学生部長及び事務局長	10,000円
2 研究科長、広報室長、図書館長、情報基盤センター長、国際交流センター長、キャリア支援センター長、基礎教育センター長、地域科学研究所長、グループリーダー	8,500円
3 グループサブリーダー、チームリーダー	7,000円
4 チームリーダー	6,000円